

# 労働災害保険条例

中華人民共和国国務院令第 375 号

「労働災害保険条例」は 2003 年 4 月 16 日、国務院第 5 回常務会議で討議し可決されたので、ここに公布し、2004 年 1 月 1 日から施行する。

総理 温家宝

2003 年 4 月 27 日

## 第 1 章 総則

第 1 条 業務上の事由で事故にあい負傷または職業病に罹った従業員が、医療治療と経済的補償を得られるよう保障し、労災の予防と職業リハビリテーションを促進し、使用者の労災リスクを分散するため、本条例を制定する。

第 2 条 中華人民共和国国内の各種形態企業、労働者を雇用している個人経営商工業者（以下、使用者という）は、本条例の規定にしたがい労災保険に加入し、当該事業所のすべての従業員または労働者（以下、従業員という）につき労災保険料を納付しなければならない。

中華人民共和国国内の各種形態企業の従業員と個人経営商工業者に雇用される労働者は、本条例の規定にしたがい労災保険給付を受ける権利を有する。

労働者を雇用する個人経営商工業者が労災保険に加入するための具体的な手順と実施方法は、省・自治区・直轄市人民政府が定める。

第 3 条 労災保険料の徴収と納付は「社会保険料徴収納付暫定条例」の基本養老保険料、基本医療保険料、失業保険料の徴収納付に関する規定による。

第 4 条 使用者は、労災保険加入に関する状況を、当該事業所内で公示しなければならない。

使用者と従業員は、安全生産と職業病防止に関する法律法規を遵守し、安全衛生の規程と基準を実行し、労災事故の発生を予防し、職業病の危害を防止し減少しなければならない。

従業員に労災が発生したときは、使用者は被災従業員がすみやかに治療を受けられるよう措置を講じなければならない。

第 5 条 国務院労働保障行政部門は、全国の労災保険業務を担当する。

県級以上の地方各級人民政府の労働保障行政部門は、当該行政区域内の労災保険業務を担当する。

労働保障行政部門が国务院の関係規定により設立する社会保険受託機関（以下、受託機関という）は、実際の労災保険事務を引き受ける。

第 6 条 労働保障行政部門等の部門が労災保険の政策、基準を制定するときは、労働組合組織、使用者の代表の意見を募らなければならない。

## 第 2 章 労災保険基金

第 7 条 労災保険基金は、使用者が納付する労災保険料、労災保険基金の利息、及び法により労災保険基金に入れられるその他の資金から構成される。

第 8 条 労災保険料は、支出により収入を決め、収支均衡させる原則に基づき、保険料率を決定する。

国は業種ごとの労災リスクの程度に基づいて業種別料率を定め、労災保険料の使用、労災発生率等の状況に基づいて各業種の中でいくつかの料率等級を定める。業種別料率と業界内の料率等級は、国务院労働保障行政部門が国务院財政部門、衛生行政部門、安全生産監督管理部門とともに制定し、国务院の承認を受けた後に公布し施行する。

統括地区受託機関は、使用者の労災保険料使用、労災発生率等の状況に基づいて、その属する業種中の該当する料率等級を適用して事業所の納付料率を決定する。

第 9 条 国务院労働保障行政部門は、全国の各統括地区労災保険基金の収支状況を定期的に調査し、国务院財政部門、衛生行政部門、安全生産監督管理部門とともにすみやかに業種別料率と業種内料率等級の調整案を提起し、国务院の承認を受けた後公布し施行する。

第 10 条 使用者は、期日どおりに労災保険料を納付しなければならない。従業員個人は労災保険料を納付しない。

使用者の労災保険料納付額は、当該事業所の従業員賃金総額に事業所の納付料率を乗じた額とする。

第 11 条 労災保険基金は、直轄市と区を置く市では市全体での統括を実施し、その他の地区の統括レベルは省・自治区人民政府が決定する。

複数地区にまたがり、生産の流動性が大きい業種は、相対的集中の方式を採用して遠隔地で統括地区の労災保険に加入することができる。具体的な弁法は国务院労働保障行政部門が関係業界の主管部門とともに制定する。

第 12 条 労災保険基金は社会保障基金財政専用口座に預け入れ、本条例で定める労災保険給付、労働能力鑑定及び法律・法規で定める労災保険に用いるその他の費用の支払いに充てる。いかなる事業所または個人も、労災保険基金を投資運営、事務施設の建設または改築、奨励金の支給、またはその他の用途に流用してはならない。

第 13 条 労災保険基金は一定比率の準備金を留保し、統括地区の重大事故の労災保険給付の支払いに充てなければならない。準備金が支払いに足りないときは、統括地区の人民政府が立替え払いする。

基金総額に占める準備金の具体的な比率と準備金の使用弁法は、省・自治区・直轄市人民政府が定める。

### 第 3 章 労災認定

第 14 条 従業員が次の一に該当するときは、労災と認定しなければならない。

- (1) 勤務時間中及び勤務場所内において、業務上の事由により事故にあい負傷したとき。
- (2) 勤務時間の前後に勤務場所内において、業務と関係のある準備または片付けの性質をもつ業務に従事して事故にあい負傷したとき。
- (3) 勤務時間中及び勤務場所内において、業務上の職務を履行したことにより暴力等の突発的な傷害を受けたとき。
- (4) 職業病に罹患したとき。
- (5) 業務出張期間に、業務上の事由により負傷しまたは事故が発生して行方不明になったとき。
- (6) 通勤途中に、車輛事故にあい負傷したとき。
- (7) 法律・行政法規で労災と認定しなければならない旨を規定しているその他の場合。

第 15 条 従業員が次の一に該当するときは、労災とみなす。

- (1) 勤務時間中及び勤務部署で、突然発病し死亡しまたは 48 時間以内に応急手当をしたにもかかわらず死亡したとき。
- (2) 災害救助等の国の利益、公共の利益を守る活動中に負傷したとき。
- (3) 従業員が以前に軍隊での兵役中に戦闘、公務により負傷して身体障害が残り、革命身体障害軍人証を取得しており、使用者に勤務後に古傷が再発したとき。

従業員が前項(1)、(2)に該当するときは、本条例の関係規定にしたがい労災保険給付を受ける。従業員が前項(3)に該当するときは、本条例の関係規定にしたがい身体障害補助一時金以外の労災保険給付を受ける。

第 16 条 従業員が次の一に該当するときは、労災と認定しまたは労災とみなしてはならない。

- (1) 犯罪または治安管理に違反したことにより死傷したとき。
- (2) 酩酊して死傷に至ったとき。
- (3) 自傷または自殺。

第 17 条 従業員に事故による負傷が発生しまたは職業病防止法の規定にしたがい職業病と診断・鑑定されたときは、所属事業所は事故負傷発生の日または職業病と認定・鑑定された日から 30 日以内に、統括地区の労働保障行政部門に対して労災認定申請を提出しなければならない。特殊な事情があるときは、労働保障行政部門の同意を得て申請期限を適宜延長することができる。

使用者が前項の規定どおりに労災認定申請を提出しないときは、被災従業員またはその直系親族、労働組合組織は事故負傷発生の日または職業病と診断・鑑定された日から 1 年以内に、使用者所在地の統括地区の労働保障行政部門に対して直接労災認定申請を提出することができる。

本条第 1 項の規定により省級労働保障行政部門が労災認定をおこなうべき事項は、属地主義により使用者所在地の区を置く市級の労働保障行政部門が処理する。

使用者が本条第 1 項で定める期限内に労災認定申請を提出しないときは、その期間に発生する本条例の規定に該当する労災給付等の関係費用は、当該使用者が負担する。

第 18 条 労災認定申請の提出にあたっては、次の資料を提出しなければならない。

- (1) 労災認定申請表。
- (2) 使用者との間に雇用関係（事実上の雇用関係を含む）が存在することの証明資料。
- (3) 医療診断証明または職業病診断証明書（または職業病診断鑑定書）。

労災認定申請表には、事故発生の時間、場所、原因及び従業員の負傷の程度等の基本的状況を含まなければならない。

労災認定申請者が提出した資料に不備があるときは、労働保障行政部門は 1 回に限り書面で労災認定申請者に対して補正の必要がある資料を全て告知しなければならない。申請者が書面告知の要求にしたがい資料を補正したときは、労働保障行政部門はこれを受理しなければならない。

第 19 条 労働保障行政部門は労災認定申請を受理した後、審査の必要に応じて事故負傷について調査し事実確認をおこなうことができ、使用者、従業員、労働組合組織、医療機関及び関係部門はこれに協力しなければならない。職業病診断及び診断に争いがあつた場合の鑑定は、職業病防止法の関係規定による。法により職業病診断証明書または職業病診断鑑定書を取得しているものについては、労働保障行政部門は調査、事実確認はしない。

従業員またはその直系親族が労災と認め、使用者が労災と認めないときは、使用者が立証責任を負う。

第 20 条 労働保障行政部門は、労災認定申請を受理した日から 60 日以内に労災認定の決定を下し、労災認定を申請した従業員またはその直系親族及びその従業員の所属事業所に書面で通知しなければならない。

労働保障行政部門の職員が労災認定申請者と利害関係があるときは、その職員を職務の執行から排除しなければならない。

#### 第 4 章 労働能力鑑定

第 21 条 従業員に労災が発生し、治療を受けて負傷の程度が相対的に安定した後に身体障害が残り、労働能力に影響するときは、労働能力鑑定をしなければならない。

第 22 条 労働能力鑑定とは、労働機能障害の程度と生活自立障害の程度の等級についての鑑定を指す。

労働機能障害は 10 段階の身体障害等級に分け、最も重いものを 1 級、もっとも軽いものを 10 級とする。

生活自立障害は、全く自力で生活できない、大部分自力で生活できない、一部自力で生活できない、の 3 等級に分ける。

労働能力鑑定基準は、国务院労働保障行政部門が国务院衛生行政部門等の部門とともに制定する。

第 23 条 労働能力鑑定は、使用者、被災従業員またはその直系親族が、区を置く市級の労働能力鑑定委員会に申請を提出し、労災認定決定と従業員労災医療の関係資料を提出する。

第 24 条 省・自治区・直轄市労働能力鑑定委員会と区を置く市級の労働能力鑑定委員会は、それぞれ省・自治区・直轄市と区を置く市級の労働保障行政部門、人事行政部門、衛生行政部門、労働組合組織、受託機関の代表および使用者の代表により構成する。

労働能力鑑定委員会は医療衛生専門家人材バンクを設置する。専門家バンクの医療衛生専門技術者は次の条件を備えていなければならない。

- (1) 医療衛生の高級専門技術職務の任職資格を有すること。
- (2) 労働能力鑑定の関係知識に精通していること。
- (3) 良好な職業道徳をもっていること。

第 25 条 区を置く市級の労働能力鑑定委員会は、労働能力鑑定申請を受け取った後、委員

会が設置した医療衛生専門家バンクのなかから 3 名または 5 名の関係専門家を無作為に選んで専門家チームを組織し、専門家チームが鑑定意見を示さなければならない。区を置く市級の労働能力鑑定委員会は、専門家チームの鑑定意見に基づいて被災従業員の労働能力鑑定結論を出す。必要があれば、資格をもつ医療機関に関係する診断の協力を委託することができる。

区を置く市級の労働能力鑑定委員会は、労働能力鑑定申請を受け取った日から 60 日以内に労働能力鑑定結論を下さなければならない。必要があれば労働能力鑑定結論を下す期限を 30 日延長することができる。労働能力鑑定結論は、鑑定を申請した事業所と個人にすみやかに送達しなければならない。

第 26 条 鑑定を申請する事業所または個人が、区を置く市級の労働能力鑑定委員会が下した鑑定結論を不服とするときは、当該鑑定結論を受け取った日から 15 日以内に、省・自治区・直轄市労働能力鑑定委員会に対して再鑑定申請を提出することができる。省・自治区・直轄市労働能力鑑定委員会が下す労働能力鑑定結論を、最終的な結論とする。

第 27 条 労働能力鑑定業務は、客観的、公正でなければならない。労働能力鑑定委員会の構成員または鑑定に参加する専門家が当事者と利害関係があるときは、その者を職務の執行から排除しなければならない。

第 28 条 労働能力鑑定結論が下された日から 1 年経過後に、被災従業員またはその直系親族、所属事業所または受託機関が、身体障害状態に変化が生じたと認めるときは、労働能力再検査鑑定を申請することができる。

## 第 5 章 労災保険給付

第 29 条 従業員が業務上の事由により事故にあい負傷または職業病に罹患して治療をおこなうときは、労災医療給付を受ける。

従業員が労災を治療するときは、サービス取決めを締結している医療機関で治療しなければならないが、緊急の場合はまず最寄りの医療機関で応急手当をすることができる。

労災治療に必要な費用が労災保険診療項目リスト、労災保険薬品リスト、労災保険入院サービス基準に該当するときは、労災保険基金から支払う。労災保険診療項目リスト、労災保険薬品リスト、労災保険入院サービス基準は、国务院労働保障行政部門が国务院衛生行政部門、薬品監督管理部門等の部門とともに定める。

従業員が入院して労災治療をするときは、所属事業所が当該事業所の業務出張食費補助基準の 70% を入院食費補助費として支給する。

医療機関が証明を発行し、受託機関に報告して承認を受け、被災労働者が統括地区以外で

治療するときは、必要な交通費、食費宿泊費は所属事業所が当該事業所の従業員業務出張基準にしたがい清算する。

被災従業員が労災により引き起こされたものではない疾病を治療するときは、労災医療給付は受けられず、基本医療保険弁法により処理する。

被災従業員が医療サービス取決めを締結している医療機関でリハビリテーションの性質の治療を受ける費用は、本条第3項の規定に該当するものは労災保険基金から支払う。

第30条 被災従業員は、日常生活または就労の必要により、労働能力鑑定委員会の確認を受けて、義足、矯正器具、義眼、義歯の装着と車椅子等の補助器具の手配をすることができ、必要な費用は国が定める基準により労災保険基金から支払う。

第31条 従業員が業務上の事由により事故にあい負傷または職業病に罹患して一時休業して労災医療を受ける必要があるときは、有給休業期間中は元の賃金福利待遇は変わらず、所属事業所が月ごとに支払う。

有給休業期間は通常12カ月を超えないものとする。負傷の程度が重いとまたは特殊な事情のときは、区を置く市級の労働能力鑑定委員会の確認を経て、適宜延長することができるが、延長は12カ月を超えてはならない。被災従業員の傷害等級確定後は、元の処遇の支給を停止し、本章の関係規定にしたがい身体障害給付を受ける。被災従業員が有給休業期間満了後も治療が必要なときは、引き続き労災医療給付を受ける。

自力で生活できない被災従業員が有給休業期間中に介護を必要とするときは、所属事業所が負担する。

第32条 被災従業員の身体障害等級が確定され労働能力鑑定委員会により生活介護が必要だと確認されたときは、労災保険基金から月ごとに生活介護費を支払う。

生活介護費は全く自力で生活できない、大部分自力で生活できない、または一部自力で生活できないという3段階の等級に応じて支払い、その基準はそれぞれ統括地区の前年度の従業員月平均賃金の50%、40%、30%とする。

第33条 従業員が業務上の事由により身体障害が残り1級から4級までの身体障害と認定されたときは、雇用関係を残し、勤務部署を離れ、次の給付を受ける。

(1) 労災保険基金から身体障害等級に応じて身体障害補助一時金を支払い、その基準は、1級身体障害は本人の賃金の24カ月分、2級身体障害は本人の賃金の22カ月分、3級身体障害は本人の賃金の20カ月分、4級身体障害は本人の賃金の18カ月分とする。

(2) 労災保険基金から月ごとに身体障害手当を支払い、その基準は次のとおりとする。1級身体障害は本人の賃金の90%、2級身体障害は本人の賃金の85%、3級身体障害は本人の賃金の80%、4級身体障害は本人の賃金の75%。身体障害手当の実質額が当該地域の

最低賃金基準を下回るときは、労災保険基金が差額を補填する。

(3) 被災従業員が定年退職年齢に達し定年退職手続をした後は、身体障害手当の支給を停止し、基本養老保険給付を受ける。基本養老保険給付が身体障害手当を下回るときは、労災保険基金が差額を補填する。

従業員が業務上の事由により身体障害が残り1級から4級身体障害と鑑定されたときは、使用者と従業員個人は身体障害手当を基数として、基本医療保険料を納付する。

第34条 従業員が業務上の事由により身体障害が残り5級、6級身体障害と鑑定されたときは、次の給付を受ける。

(1) 労災保険基金から身体障害等級に応じて身体障害補助一時金を支払い、その基準は、5級身体障害は本人の賃金の16カ月分、6級身体障害は本人の賃金の14カ月分とする。

(2) 使用者との雇用関係を残し、使用者が適切な業務を用意する。

業務を用意することが難しいときは、使用者が月ごとに身体障害手当を支給し、その基準は、5級身体障害は本人の賃金の70%、6級身体障害は本人の賃金の60%とし、使用者は規定にしたがいその者が納付すべき各種社会保険料を納付するものとする。身体障害手当の実質額が当該地域の最低賃金基準を下回るときは、使用者が差額を補填する。

被災従業員本人が申し出たときは、当該従業員は使用者との雇用関係を解除または終了することができ、使用者は労災医療補助一時金と身体障害就労補助金を支払う。具体的な基準は、省・自治区・直轄市人民政府が定める。

第35条 従業員が業務上の事由により身体障害が残り7級から10級身体障害と鑑定されたときは、次の給付を受ける。

(1) 労災保険基金から身体障害等級に応じて身体障害補助一時金を支払い、その基準は、7級身体障害は本人の賃金の12カ月分、8級身体障害は本人の賃金の10カ月分、9級身体障害は本人の賃金の8カ月分、10級身体障害は本人の賃金の6カ月分とする。

(2) 労働契約期間が満了し終了したとき、または従業員本人が労働契約の解除を申し出たときは、使用者は労災医療補助一時金と身体障害就労補助金を支払う。具体的な基準は省・自治区・直轄市人民政府が定める。

第36条 被災従業員の労災が再発し、治療が必要だと確認されたときは、本条例第29条、第30条、第31条で定める労災給付を受ける。

第37条 従業員が業務上の事由により死亡したときは、その直系親族は次の規定にしたがい労災保険基金から葬祭補助金、扶養親族補償金と労災死亡補助一時金を受け取る。

(1) 葬祭補助金は、統括地区の前年度の従業員月平均賃金の6カ月分とする。

(2) 扶養親族補償金は、業務上の事由により死亡した従業員が生前主な生活収入源を提供

していた労働能力のない親族に対して、従業員本人の賃金の一定比率を支給する。その基準は、配偶者に対して毎月 40%、その他の親族に対して一人につき毎月 30%、身寄りのない老人または孤児に対しては一人につき毎月上記基準を基礎にして 10%加算とする。査定される各扶養親族の補償金の合計は、業務上の事由により死亡した従業員の生前の賃金を上回ってはならない。

扶養親族の具体的な範囲は、國務院労働保障行政部門が定める。

(3) 労災死亡補助一時金の基準は、統括地区の前年度の従業員月平均賃金 48 カ月から 60 カ月分とする。具体的な基準は、統括地区の人民政府が当該地域の経済、社会発展状況に基づいて定め、省・自治区・直轄市人民政府に届け出るものとする。

身体障害従業員が有給休業期間中に労災によって死亡したときは、その直系親族は本条第 1 項で定める給付を受ける。

1 級から 4 級身体障害の従業員が有給休業期間満了後に死亡したときは、その直系親族は本条第 1 項(1)、(2)で定める給付を受けることができる。

第 38 条 身体障害手当、扶養親族補償金、生活介護費は統括地区の労働保障行政部門が従業員平均賃金と生活費の変化等の状況に基づいて適時調整する。調整弁法は、省・自治区・直轄市人民政府が定めるものとする。

第 39 条 従業員の業務出張期間に事故が発生しまたは災害救助中に行方不明になったときは、事故発生の月から 3 カ月以内は通常どおり賃金を支給し、第 4 カ月から賃金支給を停止し、労災保険基金がその扶養親族に対して月ごとに扶養親族補償金を支払う。生活が苦しいときは、労災死亡補助一時金の 50%を前払いすることができる。

従業員が人民法院により死亡宣告を受けたときは、本条例第 37 条の従業員の業務上の事由による死亡の規定により処理する。

第 40 条 労災従業員が次の一に該当するときは、労災保険給付を停止する。

- (1) 給付を受ける条件を喪失したとき。
- (2) 労働能力鑑定を受けることを拒んだとき。
- (3) 治療を拒んだとき。
- (4) 刑罰の判決を受け収監中のとき。

第 41 条 使用者が分割、合併、譲渡したときは、その承継者が元の使用者の労災保険責任を負わなければならない。元の使用者が労災保険に加入しているときは、承継者は当該地域の受託機関で労災保険変更登記をしなければならない。

使用者が請負経営を実施しているときは、労災保険責任は従業員の雇用関係が存する事業所が負う。

従業員が出向期間中に労災事故にあい負傷したときは、元の使用者が労災保険責任を負うが、元の使用者と出向先との間で補償方法を約定することができる。

企業が破産したときは、破産清算時に、法により事業所が支払うべき労災保険給付費用を優先的に支払わなければならない。

第 42 条 従業員が国外に派遣されて勤務するときは、渡航先国または地域の法律により現地の労災保険に加入しなければならない場合は現地の労災保険に加入し、その国内での労災保険関係は中断する。

現地の労災保険に加入することができない場合は、その国内の労災保険関係は中断しない。

第 43 条 従業員に再度労災が発生し、規定に基づき身体障害手当を受給すべきときは、新たに認定された身体障害等級により身体障害手当給付を受ける。

## 第 6 章 監督管理

第 44 条 受託機関は実際の労災保険事務を分担し、次の職務を履行する。

- (1) 省・自治区・直轄市人民政府の規定に基づき、労災保険料を徴収する。
- (2) 使用者の賃金総額と従業員数を検査し、労災保険登記を処理し、使用者の保険料納付と従業員の労災保険受給状況の記録の保存に責任を負う。
- (3) 労災保険の調査、集計をおこなう。
- (4) 規定により労災保険基金の支出を管理する。
- (5) 規定により労災保険給付を査定する。
- (6) 被災従業員またはその直系親族に無料相談サービスを提供する。

第 45 条 受託機関は医療機関、補助器具配置機関との間で平等な協議を基礎としてサービス取決めを締結し、サービス取決めを締結している医療機関、補助器具配置機関の名簿を公表する。具体的な弁法は、国务院労働保障行政部門が国务院衛生行政部門、民政部門等の部門とともにそれぞれ制定する。

第 46 条 受託機関は取決めと国の関係リスト、基準にしたがい被災従業員の医療費用、リハビリ費用、補助器具費用の使用状況について審査し、期日どおり費用を全額決済する。

第 47 条 受託機関は、定期的に労災保険基金の収支状況を公表し、すみやかに労働保障行政部門に対して料率調整の提案を提出しなければならない。

第 48 条 労働保障行政部門、受託機関は、定期的に被災従業員、医療機関、補助器具配置

機関及び社会各界から、労災保険業務の改善についての意見を聞き取らなければならない。

第 49 条 労働保障行政部門は、法により労災保険料の徴収納付と労災保険基金の支払い状況について監督検査をおこなう。

財政部門と会計監査機関は、法により労災保険基金の収支、管理状況について監督する。

第 50 条 いかなる組織と個人も、労災保険に関する違法行為について、通報する権利を有する。労働保障行政部門は通報についてすみやかに調査し、規定にしたがい処理し、通報者の秘密を守らなければならない。

第 51 条 労働組合組織は法により被災従業員の適法な権益を擁護し、使用者の労災保険業務について監督を実施する。

第 52 条 従業員と使用者の間に労災給付に関して争いが生じたときは、労働紛争処理の関係規定により処理する。

第 53 条 次の一に該当するときは、関係事業所と個人は法により行政不服審査を申し立てることができる。不服審査決定を不服とするときは、法により行政訴訟を提起することができる。

(1) 労災認定を申請した従業員またはその直系親族、当該従業員の所属事業所が、労災認定結論を不服とするとき。

(2) 使用者が、受託機関が決定した事業所の保険料納付料率を不服とするとき。

(3) サービス取決めを締結した医療機関、補助器具配置機関が、受託機関が関係取決めまたは規定を履行していないと認めるとき。

(4) 被災従業員またはその直系親族が、受託機関が査定した労災保険給付に異議があるとき。

## 第 7 章 法律責任

第 54 条 事業所または個人が本条例第 12 条の規定に違反し、労災保険基金を流用し、犯罪を構成するときは、法により刑事責任を追及する。犯罪を構成するに至らないときは、法により行政処分または規律処分に処す。流用された基金は労働保障行政部門が回収し、労災保険基金に入金する。没収した違法所得は法により国庫に上納する。

第 55 条 労働保障行政部門の職員が次の一に該当するときは、法により行政処分に処す。情状が重く犯罪を構成するときは、法により刑事責任を追及する。

(1) 正当な理由なく労災認定申請を受理せず、または虚偽を弄して労災条件に該当しない者を被災従業員と認定したとき。

(2) 労災認定申請の証拠資料を適切に保管せず、関係証拠を滅失させたとき。

(3) 当事者から金銭または物品を受け取ったとき。

第 56 条 受託機関が次の行為の一に該当するときは、労働保障行政部門が是正を命じ、直接責任を負う主管者とその他の責任者については法により規律処分とする。情状が重く犯罪を構成するときは、法により刑事責任を追及する。当事者の経済的損失を生じたときは、受託機関が法により賠償責任を負う。

(1) 規定どおりに使用者の保険料納付と従業員の労災保険給付状況の記録を保存していないとき。

(2) 規定どおりに労災保険給付の査定をしていないとき。

(3) 当事者から金銭または物品を受け取ったとき。

第 57 条 医療機関、補助器具配置機関がサービス取決めどおりにサービスを提供しないときは、受託機関はサービス取決めを解除することができる。

受託機関が期日どおり費用を全額決済しないときは、労働保障行政部門が是正を命じ、医療機関、補助器具配置機関はサービス取決めを解除することができる。

第 58 条 使用者が賃金総額または従業員数につき虚偽の報告をしたときは、労働保障行政部門が是正を命じ、虚偽の報告をした賃金額の 1 倍以上 3 倍以下の罰金を科す。

使用者、被災従業員またはその直系親族が労災保険給付を詐取したとき、医療機関、補助器具配置機関が労災保険基金の支出を詐取したときは、労働保障行政部門が返還を命じ、詐取金額の 1 倍以上 3 倍以下の罰金を科す。情状が重く犯罪を構成するときは、法により刑事責任を追及する。

第 59 条 労働能力鑑定に従事する組織または個人が次の一に該当するときは、労働保障行政部門が是正を命じ、2000 元以上 1 万元以下の罰金を科す。情状が重く犯罪を構成するときは、法により刑事責任を追及する。

(1) 虚偽の鑑定意見を提出したとき。

(2) 虚偽の診断証明を提出したとき。

(3) 当事者から金銭物品を受け取ったとき。

第 60 条 使用者が本条例の規定により労災保険に加入しなければならないのに加入していないときは、労働保障行政部門が是正を命じる。労災保険に加入していない期間に使用者の従業員に労災が発生したときは、当該使用者が、本条例で定める労災保険給付の項目と

基準にしたがい費用を支払う。

## 第 8 章 付則

第 61 条 本条例でいう従業員とは、使用者との間に雇用関係（事実上の雇用関係を含む）の存在する各種雇用形態、各種雇用期間の労働者を指す。

本条例でいう賃金総額とは、使用者がその事業所のすべての従業員に直接支払う労働報酬総額を指す。

本条例でいう本人の賃金とは、被災従業員が業務上の事由により事故にあい負傷または職業病に罹患する前 12 カ月の平均月保険料納付賃金を指す。本人の賃金が統括地区の従業員平均賃金の 300% を上回るときは、統括地区従業員平均賃金の 300% として計算する。本人の賃金が統括地区の従業員平均賃金の 60% を下回るときは、統括地区の従業員平均賃金の 60% として計算する。

第 62 条 国家機関及び国家公務員制度に基づきまたはこれを参照して人事管理をおこなう事業体、社会団体の職員が、業務上の事由により事故にあい負傷または職業病に罹患したときは、その所属事業所が費用を支払う。具体的な弁法は国務院労働保障行政部門が国務院人事行政部門、財政部門とともに定める。

その他の事業単位、社会団体及び各種民営非企業事業所の労災保険等の弁法は、国務院労働保障行政部門が国務院人事行政部門、民政部門、財政部門等の部門とともに本条例を参照して別途規定し、国務院の承認後施行する。

第 63 条 営業許可証がないまたは法による登記・届出をしていない事業所、及び法により営業許可証を取消されまたは登記・届出を抹消された事業所の従業員が事故にあい負傷または職業病に罹患したときは、当該事業所が被災従業員または死亡従業員の直系親族に対して一時払いの賠償金を支払い、賠償基準は本条例で定める労災保険給付を下回ってはならない。使用者は少年労働者を使用してはならず、使用者が少年労働者を使用して少年労働者に身体障害、死亡が生じたときは、当該事業所は少年労働者または少年労働者の直系親族に対して一時払いの賠償金を支払い、賠償基準は本条例で定める労災保険給付を下回ってはならない。具体的な弁法は国務院労働保障行政部門が定める。

前項で定める身体障害従業員または死亡従業員の直系親族が、賠償金額について事業所と争いがあるとき、及び前項で定める少年労働者または少年労働者の直系親族と事業所との間に賠償金額について争いがあるときは、労働紛争処理に関する規定により処理する。

第 64 条 本条例は 2004 年 1 月 1 日から施行する。本条例施行前に事故にあい負傷または職業病に罹患した従業員がまだ労災認定を完了していないときは、本条例の規定による。